

仕 様 書

件 名	屋外タンク埋設配管漏洩点検及び フィルタセパレータカートリッジ交換等 役務	仕様書番号	管補2-11
		作 成	令和2年12月22日
		作成部隊等名	航空学校宇都宮校管理課
		作成責任者	防衛事務官 伊藤 仁也

1. 総則

1.1 適用の範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内に所在する燃料給油所の設備、屋外タンク埋設配管漏洩点検及びフィルタセパレータカートリッジ交換等の役務について規定する。

2. 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) 以下の表に示す設備等を対象として実施するものとする。

1) 屋外タンク埋設配管漏洩点検。

種 類	容 量	諸 元 等	油 種	概 要
屋外貯蔵タンク No.1 及び No.2 共通埋設配管	—	外径 150A 長さ 315m	Jet-A-1	漏洩点検
屋外貯蔵タンク No.3 埋設 配管	—	外径 100A 長さ 66m	Jet-A-1	漏洩点検

2) フィルタセパレータカートリッジ（2基中の各1/2）交換及び清掃。

フィルタセパレータ種類		数量	カートリッジ交換 部位シリアル番号	備 考
製 造 者	型 式			
和興産業(株)	VFCS-8N25W-8614FD	1	V-00085B	屋外貯蔵タンク：No.1 及び No.2 用／容量：600kℓ（2基） ／貯蔵油種：Jet-A-1
和興産業(株)	VFCS-358F-6N15J	1	V-82047-1	屋外貯蔵タンク：No.3 用／容 量：100kℓ（1基）／貯蔵油種： Jet-A-1

b) 本役務は、消防法のほか、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則等の関係法令及び設備の製造者が作成した取扱説明書の定めるところによる。

c) 各種の作業・点検要領及び測定方法（測定結果による判定基準を含む。）並びに実施手順等について、この仕様書に規定していない事項は、関係法令等及び請負者の社内規定並びに一般的に用いる基準・方法等による。

- d) 請負者は契約締結後、各作業等の内容及びその日程等の計画書を作成するとともに、各種点検等の実施者が必要な資格を有していることを証明する書類等の写しを添付して担当官へ提出し、その承認を得るものとする。ただし、フィルタセパレータカートリッジの交換については、使用する部品を官給品とするため、交換部品の引渡し時期を踏まえた日程調整を実施するものとする。
- e) 請負者は、本役務に必要な機器及び燃料タンク車等を準備する。また、その仕様性能及び評価等が公式認定を必要とするものについては、担当官が必要と認める場合、証明書類等の写しを提出するものとする。
- f) 本役務の入札参加者が事前に現地確認等を希望する場合、担当官、又は担当官が指名する者と日時等について事前調整を実施する。当日、設備系統図の閲覧及びその他の必要な事項等について確認するものとする。

2.2 作業期限等

作業期限を令和3年3月31日(水)とし、実施時間は午前8時30分から午後5時までとする(午後12時から午後1時までを除く)。

2.3 役務内容

- a) 屋外タンク埋設配管漏洩点検。
 - 1) 各種作業等において実施前の安全確認を必ず実施する。
 - 2) 埋設配管の漏洩点検を関係法令等及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示、第71条及び第71条の2で定める方法により実施するものとする。
- b) フィルタセパレータカートリッジ(2基中の各1/2)交換及び清掃。
 - 1) 必要な範囲で設備を分解し、部品の交換及び内部清掃等を実施する。
 - 2) 交換部品は、以下の官給品明細表に定めた部品を使用し、引渡し時期を官側と協議するものとする。
 - 3) 請負者は、使用済みのカートリッジを産業廃棄物として引き取るものとする。品目及び数量は、官給品明細表に示す内容の2セット分とする。処分費等は本役務の代価の一部として計上し、本役務完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を履行期間内に提出するものとする。

官給品明細表

カートリッジ交換 部位シリアル番号	交 換 部 品		
	品 名	型 番	数 量
V-00085B	コアレスサカートリッジ	DC-A28W	8
	セパレータカートリッジ	DS-58AW	8
	Oリング	ON7-0645	1
V-8047-1	コアレスサカートリッジ	DC-A14W	6
	セパレータカートリッジ	DS-58AW	3
	Oリング	ON7-0440	1

- 4) 内部の残油を官側が指定する回収容器へ移し、官側に受け渡すものとする。
- 5) 交換作業前に内部の酸素濃度測定等の安全確認を実施するものとする。
- 6) 内部のスラッジ及び錆並びに汚油等を取り除いた後、十分な洗浄を実施するものとする。
- 7) カートリッジ交換等の作業終了後、漏洩点検を実施し、機器本体及びフランジ部からの漏洩の有無を確認するものとする。

c) 共通事項。

各種の測定及び点検の結果、異常が発見された場合は、すみやかに担当官へ報告し、現場において請負者と担当官の双方が確認を実施した後、異常箇所の特定及び修理等に必要な事項についての調査を実施する等、具体的な処置について担当官と協議し、その指示に従うものとする。

3. 提出書類

- a) 関係法令等に基づき報告書を作成し、担当官へ提出するものとする。
- b) 実施前の状況及び過程並びに完了時の状況確認に必要な写真等を各種作業項目別に整理して報告書に添付するとともに、交換部品等の写真を同様に添付するものとする。
- c) 特に各種測定結果の資料及び完了後に目視確認ができない部位等の写真を報告書に添付するものとする。
- d) 不備等が認められる場合は、担当官の指示に従うものとする。

4. 検査

請負者は、本役務に係る全ての現地作業等を完了した後、検査官が実施する検査を受けるものとする。ただし、完了後に目視確認ができない部位等については、目視確認が可能な段階において、部分的な検査を受けるものとする。検査の結果、不具合等が認められた場合は、検査官の指示に従うものとする。

5. その他

5.1 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、担当官と協議しその指示に従うものとする。

5.2 その他指示事項

- a) 請負者は、部隊側の水及び電気を使用する必要がある場合は、事前に担当官と協議し、その承認を受けるとともに、後日使用量応分の料金を支払うものとする。
- b) 駐屯地の施設等に損傷を与えた場合は、ただちに担当官にその旨を報告し、担当官の指示に基づき請負者の責任において修復するものとする。
- c) 本役務において発生した廃棄物等は、原則として請負者が処分する。ただし、これによりがたく産業廃棄物として処分の必要があるものについては、担当官と協議し、関係法令等に基づき適切に処分等を実施するものとする。
- d) 本役務に係る全ての記録写真のネガ及び電子データは、提出書類等の作成を完了し、担当官の了承を得た後、そのネガの提出及び電子データを消去した記録を提出するものとする。
- e) 事前の現地確認及び本役務に係る作業等全般において、事故等があった場合、官側は原則としてその責を負わないものとする。